

平塚市フェスタロード・オフィス開設支援補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、概ね20年後を見据えた平塚駅周辺地区将来構想に定める地域経済活性化の基盤をつくとともに、就労機会の確保及び平塚駅周辺地区での消費活動を促進するため、フェスタロード（駅前大通り線）へのオフィス開設に要する経費の一部を補助することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オフィス 企業等の事務所として使用するもので、調査・企画、情報処理、研究開発、総務・人事、営業などの業務のために使用されるものを指す。ただし、住居、工場、店舗、販売やサービスを行うことを主とする来店型事務所、各種教室等及び他人に貸付けて使用させる貸事務所・貸倉庫・コワーキングスペース等は除く。
- (2) フェスタロード 別表第1に示す平塚駅北口のロータリーの北端から国道1号と交差する宮の前交差点までの道路を指す。
- (3) 新オフィス 本補助金の交付対象となるフェスタロードに開設するオフィスをいう。
- (4) 既存オフィス 既に営業活動を行っているオフィスをいう。
- (5) 市外の法人 市内に拠点等を持たない法人をいう。
- (6) 市内移転 市内に所在する既存オフィスを閉鎖し、フェスタロードに新オフィスを開設することをいう。
- (7) 市内追加開設 市内に所在する既存オフィスを維持しつつ、フェスタロードにも新オフィスを開設することをいう。
- (8) 開設 新オフィスでの営業開始をいう。
- (9) 正規雇用者 期間の定めのない労働契約を締結する労働者であつて、雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者である者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本社所在地の市区町村民税の滞納がないこと及び市内に既存オフィスがある場合は平塚市税の滞納もないこと。

- (2) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為に関与していないこと。
- (3) 日本 標準産業分類における、政治・経済・文化団体、宗教、公務に分類される事業を行っていないこと。

(補助要件)

第4条 補助金の交付を受けることができる要件は、第1号から第4号のすべてを満たすものとする。

- (1) 新オフィスでの事業継続が3年以上見込まれる事業者であること。
 - (2) フェスタロードに面したビルの2階以上に開設するオフィスであること。なお、専用の連絡通路を設ける等により物理的に連結されたものは一体のビルとみなす。
 - (3) オフィスとして貸し出している区画 50 m²以上を賃貸借契約により借り受けていること。
 - (4) 正規雇用者が5人以上常駐して新オフィスで業務を行う予定であること。
- 2 引越し及び改装に要する経費の補助要件は、前項に加え、市外の法人による新オフィスの開設、又は市外にある本社機能の移転であることとする。
- 3 改装に要する経費の補助要件は、第1項に加え、新オフィス開設が次に合致する市内移転、若しくは市内追加開設、又は起業の場合とする。
- ア 市内移転は、新オフィスの床面積が既存オフィスより 100 m²以上広く、かつ、新オフィスで業務にあたる正規雇用者が既存オフィスより5名以上増加していること。
- イ 市内追加開設は、既存オフィスの規模、面積等の維持に十分に配慮していること。
- ウ 起業の場合は、金融機関や専門家等と調整した持続可能な事業計画となっていること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は次に掲げる経費（消費税及び地方消費税額を除いたもの）で、別表第2に定めるものとする。

- (1) 引越しに要する経費
 - (2) 改装に要する経費
- 2 補助対象となる経費に充てるために収入する国庫支出金等の特定の財源がある場合は、それらを控除した額を補助対象経費とする。

(補助金額等)

第6条 補助金額は予算の範囲内で、別表第3に掲げる基本補助率及び上限額を基に算出する。

- 2 次の各号に該当する場合は、前項の基本補助率及び上限額に別表第3に掲げるものを加算する。

- (1) 本社機能加算 本社機能を市外から市内の新オフィスに移転する場合
 - (2) 指定分野加算 新オフィスでの主たる業務が別表第4に定める指定分野の場合
 - (3) 改装発注先加算 次に掲げるいずれかの者に一括で改装作業を発注した場合
 - ア 市内に本・支店を有して活動している事業者
 - イ 次のすべてを満たす市長が別に定める市外事業者
 - (ア) オフィス移転を主たる業務として市域を越えて広域で営業していること。
 - (イ) 自社ホームページでの掲載やチラシ配布などにより、本市へのオフィス誘致に協力的な実態があり、かつ、市と当該事業者が本加算の対象となることについて協議済みであること。
- 3 前2項の規定により算出した補助金額の総額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(別枠加算)

第7条 第4条第2項に該当する新オフィスの開設である場合は、前条で算出した補助金額に加えて、常駐する正規雇用者6名から15名の部分について、1人につき10万円を補助する。

(事前申請)

第8条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）は、新オフィス開設の1か月以上前までに、平塚市フェスタロード・オフィス開設支援補助金事前申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 共通
 - ア 新オフィスに係る賃貸借契約書の写し（契約締結前の場合は見積もり等）及びそれに付随する書類一式
 - イ 新オフィスに係るレイアウトを示す図面
 - ウ 定款又は会社の規則がわかる書類
 - エ 法人の履歴事項全部証明書（最新のものであること）
 - オ 第3条第1項第1号に掲げる市区町村民税の滞納がないことを証する書類（最新のものであること）
 - カ 新オフィスに常駐する正規雇用者の状況がわかる名簿（現地確認時に使用できるものであること）
 - キ その他市長が必要と認める書類
- (2) 引越しに要する経費の補助を申請する場合
 - ア 引越しに要する経費の見積書（別表第2に掲げる対象経費がわかるもの）
- (3) 改装に要する経費の補助を申請する場合
 - ア 改装に要する経費の見積書（別表第2に掲げる対象経費がわかるもの）

(事前申請受理通知)

第9条 市長は、前条の規定による事前申請について、その内容を審査し、適当と認めたときは、平塚市フェスタロード・オフィス開設支援補助金事前申請受理通知書（第2号様式）により申請予定者に通知する。

(交付申請)

第10条 前条の事前申請受理通知を受け取った申請予定者（以下「申請者」という。）は、新オフィスを開設してから1か月以内に、平塚市フェスタロード・オフィス開設支援補助金交付申請書（第3号様式）に次の書類を添えて、市長に提出するものとする。なお、第8条で提出した書類と同一のもので、かつ、提出済みの書類に変更がないものは、提出を省略することができる。

(1) 共通

- ア 新オフィスに係る賃貸借契約書の写し及びそれに付随する書類一式
- イ 新オフィスに係るレイアウトを示す図面
- ウ 定款又は会社の規則がわかる書類
- エ 法人の履歴事項全部証明書（最新のものであること）
- オ 第3条第1項第1号に掲げる市区町村民税の滞納がないことを証する書類（最新のものであること）
- カ 新オフィスに常駐する正規雇用者の状況がわかる名簿（現地調査時に使用）
- キ その他市長が必要と認める書類

(2) 引越しに要する経費の補助を申請する場合

- ア 引越しに要する経費の支払い完了がわかる書類（別表第2に掲げる対象経費がわかるもの）

(3) 改装に要する経費の補助を申請する場合

- ア 改装に要する経費の支払い完了がわかる書類（別表第2に掲げる対象経費がわかるもの）

(4) 別枠加算（第7条に定める6名から15名の常駐正規雇用者加算）を申請する場合

- ア 該当者の雇用契約書の写し

(実地調査)

第11条 市長は、前条の申請が提出されてから1か月以内に、新オフィスにて実地調査等を行う。

2 申請者は、前項の調査等に誠意をもって協力しなければならない。

(交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による実地調査を含めて審査のうえ、交付の可否を決定し、平塚市フェスタロード・オフィス開設支援補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に対して速やかに通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、前条の決定通知を受けてから15日以内に、市長に補助金の支払いを請求するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定により提出された請求書の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助事業者の責務)

第15条 補助事業者は、市長が補助金を交付した年度の翌年度から5年間、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 会計帳簿その他証拠となるべき関係書類を保存すること。
- (2) 市のホームページで行う事例紹介等に協力すること。
- (3) その他、市からの問い合わせ等に誠実に対応するよう努めること。

(事後調査)

第16条 市長は、補助金を交付した年度の翌年度から5年間、必要に応じて新オフィスに立ち入り等の調査を行うことができる。

2 補助事業者は、前項の調査等に誠意をもって協力しなければならない。

(補助対象からの排除)

第17条 市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人であって、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定

の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- 3 市長は、必要に応じて、補助金の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金を交付する決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した取得金額5万円以上の財産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合及び事業完了後5年間を経過した場合はこの限りではない。

- 2 市長は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、同日後も、なおその効力を有する。